

10 島根県立大学人間文化学部編入学等に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日制定
島根県立大学規程第 160 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学人間文化学部における島根県立大学学則（以下「学則」という。）第 18 条及び第 20 条に規定する編入学及び再入学（以下「編入学等」という。）の入学手続き等並びに学則第 29 条第 2 項に規定する授業科目等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(欠員の定義)

第 2 条 学則第 20 条に規定する「欠員がある場合」とは、再入学の対象としようとする学年の入学時の学則第 2 条に規定する定員に欠員が生じた場合をいう。

(編入学等の時期等)

第 3 条 編入学の時期は、3 年次の始めとし、在学すべき年数は 2 年とする。

2 再入学の時期は、学期の初めとする。在学すべき年数は退学以前の在学年数を差し引いた年数を原則とし、教授会の議を経て学長が決定する。

(出願申請等)

第 4 条 編入学を希望する者は、募集要項に定める以下の書類に入学検定料を添えて、所定の期間内に学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業証明書又は在学期間証明書

2 再入学を希望する者は次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定の期間内に学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（再入学）（様式第 1 号）
- (2) 成績証明書

(保育教育学科の出願資格)

第 5 条 島根県立大学人間文化学部保育教育学科（以下「保育教育学科」という。）の編入学等を志願できる者は、以下の各号に定める者とする。

- (1) 編入学の場合は、次のアかつイに該当する者
 - ア 児童福祉法に規定する保育士資格を有する者
 - イ 教育職員免許法ならびに教育職員免許法施行規則に規定する幼稚園教諭免許状（二種、一種あるいは専修）を有する者
- (2) 再入学の場合は、保育教育学科を退学して 2 年を経過していない者

(地域文化学科の出願資格)

第 6 条 島根県立大学人間文化学部地域文化学科（以下「地域文化学科」という。）の編入学等を志願できる者は、平成 29 年 4 月 1 日以降に TOEIC スコア 400 点以上を取得し、以下の各号に定める者とする。

- (1) 編入学の場合は、次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 平成 29 年度以前に本学短期大学部総合文化学科に入学し、卒業した者で学業成績が評価基準に達した者のうち上位 30%以内の者
 - イ 平成 30 年度以降に本学短期大学部総合文化学科に入学し、卒業見込み又は卒業した者で学業成績が評価基準に達した者のうち上位 10 名以内の者
- (2) 再入学の場合は、島根県立大学人間文化学部地域文化学科を退学して 2 年を経過していない者

(選考)

第 7 条 編入学等の選考は、第 4 条の規定により提出された書類に基づいて、アドミッション委員会又は教務委員会の議を経て教授会が行なう。この場合、必要があれば面接又は試験を行なう。

(入学手続き及び入学許可)

第 8 条 前条の選考に合格した者は、本学所定の書類を学長に提出するとともに、入学料その他の納付金を納付しなければならない
(授業料等)

第 9 条 編入学等をした者の入学検定料、入学料、授業料については、公立大学法人島根県立大学授業料等徴収規程別表に定める一般学生の区分を適用する。
(単位認定申請)

第 10 条 編入学する前の他大学等における既修得単位等、並びに再入学における退学前に修得していた単位の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる申請書類を入学後 2 週間以内に、事務室教務学生課に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書(様式第 2 号)
- (2) 講義概要
(単位の認定)

第 11 条 既修得単位等は、学則別表 1 に掲げる科目について保育教育学科は 90 単位を、地域文化学科は 62 単位を上限として、次の各号に掲げる方法により、本学の単位として認定する。

- (1) 既修得単位等が、本学の開設科目と単位等の数が同等以上で、同一名称又は内容に類似性があり本学の開設科目として読み替えが可能なものについては、本学の成績評価に換算して認定する。ただし、成績の換算が困難な場合は、学則第 31 条の規定にかかわらず、単位数のみを認定する。
- (2) 既修得単位等のうち、本学の開設科目と単位等の数が同等以上なもので、前号に掲げる方法により認定できないものについては、内容の如何に関わらず、学則第 37 条に規定する卒業の要件となる単位として、32 単位を上限に、包括して認定することができる。ただし、この場合は、学則第 31 条の規定に関わらず、単位数のみの認定とする。
- 2 既修得単位等の数が本学の開設授業科目の単位数に満たない場合は認定しない。ただし、既修得単位等の数が満たないものであっても、複数の既修得単位等を併せた内容が、本学で履修したのと同程度の内容を有し、本学の単一の開設科目に読み替えが可能な場合に限り、単位を認定することができる。ただし、この場合は、学則第 31 条の規定にかかわらず、単位数のみの認定とする。
- 3 再入学における既修得単位の認定については、原則として修得時の単位数、評価のとおり認定する。
- 4 科目区分ごとの認定方法については、別表 1 のとおりとする。
(認定できる科目及び単位数)

第 12 条 前条の規定に基づき認定ができる科目区分及び単位数は別表 1 のとおりとする。
2 再入学については、前項の規定を適用しない。
(認定機関)

第 13 条 既修得単位等の認定は、教務委員会の議を経て教授会が行う。
(認定結果の通知)

第 14 条 学長は、単位の認定結果を、その都度申請者に通知するものとする。
(履修登録の抹消)

第 15 条 第 11 条の規定に基づき単位の認定を受けた者は、認定を受けた科目について、編入学を行なった年次の春学期に履修登録を行なっていた場合は、ただちに履修登録の抹消を行なわなければならない。
2 前項に規定する履修登録の抹消を行なう場合は、履修登録抹消申請書(様式第 3 号)を事務室教務学生課に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1
1-1 保育教育学科

科目区分		本学の卒業要件区分別の下限単位数		入学前修得単位の認定方法	認定する単位数 の上限
		卒業又は免許資格 取得必修単位数			
学部 共通 基礎 科目	教養科目	12単位以上		既修科目から12単位を上限に科目の内容に応じて認定	12単位
	しまねの文化				
	体育	4単位以上		既修科目から4単位を上限に科目の内容に応じて認定	4単位
	外国語				
学科 基礎 科目	ライフデザイン	6単位以上		既修科目から6単位を上限に科目の内容に応じて認定	6単位
	言語リテラシー				
	情報リテラシー				
専門 基礎 科目	基幹研究プロジェクト	12単位	102単位以上	既修科目から「卒業研究基礎演習」「卒業研究」に該当する科目を除き認定	6単位
	教職の意義	2単位		既修科目から2単位を上限に科目の内容に応じて認定	2単位
	教育の基礎理論	6単位		既修科目から4単位を上限に科目の内容に応じて認定	4単位
	福祉と養護の基礎理論	8単位		既修科目から総計8単位を上限に科目の内容に応じて認定	8単位
	教育課程及び指導法	幼稚園：18単位		既修科目から12単位を上限に科目の内容に応じて認定	12単位
	生徒指導・教育相談等	幼稚園：2単位		既修科目から2単位を上限に科目の内容に応じて認定	2単位
	教科に関する科目	幼稚園：6単位		既修科目から4単位を上限に科目の内容に応じて認定	4単位
	総合演習	2単位		認定しない	0単位
	教育実習	幼稚園：5単位		既修科目から5単位を上限に認定	5単位
	福祉と養護の内容に関する科目	16単位		既修科目から総計16単位を上限に科目の内容に応じて認定	16単位
	保育実習	9単位		既修科目から9単位を上限に認定	9単位
卒業要件の総単位数は124単位				総計では90単位を上限に単位認定	

※小学校一種免許関連科目は原則認定しない。

別表 1

1-2 地域文化学科

本学の卒業要件区分別の下限単位数					入学前修得単位の認定方法	認定する単位数の上限		
科目区分		日本文化コース	国際文化コース		日本文化コース・国際文化コース共通			
学部共通基礎科目	教養科目	12単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	18単位		
	しまねの文化	4単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	5単位		
	体育	1単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	4単位		
	外国語	2単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	4単位		
学科基礎科目	ライフデザイン	4単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	3単位		
	言語リテラシー	3単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	5単位		
	情報リテラシー	3単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	2単位		
専門基礎科目	地域文化	入門	1単位		認定しない	0単位		
		文化の発見	6単位以上		認定しない	0単位		
		文化の体験	6単位以上		既修科目から科目の内容に応じて認定	4単位		
		文化の活用	6単位以上		既修科目から科目の内容に応じて認定	2単位		
	卒業研究	6単位		認定しない	0単位			
専門科目	日本文化	日本の文化と歴史	10単位以上	42単位以上	18単位以上	既修科目から科目の内容に応じて認定	6単位	
		日本語	10単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	6単位	
		日本の文学	10単位以上			既修科目から科目の内容に応じて認定	4単位	
	国際文化	異文化の理解	18単位以上		10単位以上	42単位以上	既修科目から科目の内容に応じて認定	8単位
		英語とコミュニケーション			10単位以上		既修科目から科目の内容に応じて認定	3単位
		海外の文学			10単位以上		既修科目から科目の内容に応じて認定	2単位
両コースとも、卒業要件の総単位数は124単位					総計では62単位を上限に単位認定			

様式第1号（第4条関係）

平成 年度 島根県立大学人間文化学部入学願書（再入学）

ふりがな		受験番号	※
氏名		生年月日	
		性別	
現住所	〒 ー 固定電話（ ） ー 携帯電話（ ） ー		
合格通知等 受信場所	〒 ー 固定電話（ ） ー 携帯電話（ ） ー		
出願資格	立 大学 ・ 短期大学 ・ 専門学校 学部 学科・科 昭和・平成 年 月（卒業見込 ・ 卒業 ・ 退学）		
	その他の出願資格		

注1 ※欄には記入しないでください

注2 該当する事項については、○で囲んでください

添付資料（再入学）

退学した学部等	島根県立大学 学 籍 番 号 退 学 年 月 日 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">学 部</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">学 科</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>	学 部	学 科		年	月	日
学 部	学 科						
年	月	日					
退学した理由							
退学後の履歴							
【志願理由】							

既修得単位等単位認定申請書

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号

氏 名

下記の既修得単位について、学科の授業科目の単位として認定していただきたいので、関係書類を添えて申請します。

記

修得区分	大学 ・ 短大 ・ その他	学 校 ・ 学 部 学 科 の 名 称 専 門 学 校 ・ 検 定 機 関 等 の 名 称		在籍期間等	年 月 ～ 年 月
------	---------------	--	--	-------	-----------

単位の認定を受けようとする授業科目			既修得単位等			
番号	授業科目名	単位数	授業科目名等	単位数等 (授業時間数)	成績評価	授業内容・取得年月日等

添付書類 (1) 成績証明書（短期大学、大学、専門学校、検定機関等が発行した履修、学修、修得単位、成績評価を証明する書類）
 (2) 講義等の概要（授業の内容、授業時間数又は単位数、検定の内容などが分かる書類（複写可））

